

広島市規則第 18 号

令和 7 年 3 月 11 日

広島市公衆浴場法施行条例施行規則及び広島市旅館業法施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市公衆浴場法施行条例施行規則及び広島市旅館業法施行条例施行規則の一部を改正する規則

次に掲げる規則の規定中「大腸菌群」を「大腸菌」に、「デソキシコール酸塩培地法」を「下水の水質の検定方法等に関する省令（昭和 37 年<sup>厚生省</sup>令第 1 号）第 6 条に規定する方法」に改める。

- (1) 広島市公衆浴場法施行条例施行規則（昭和 55 年広島市規則第 24 号）第 6 条第 1 項の表
- (2) 広島市旅館業法施行条例施行規則（昭和 55 年広島市規則第 23 号）第 6 条第 1 項の表

附 則

- 1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の広島市公衆浴場法施行条例施行規則第 6 条及び広島市旅館業法施行条例施行規則第 6 条の規定は、この規則の施行の日以後の公衆浴場及び旅館業の共同の入浴設備における水質について適用し、同日前の公衆浴場及び旅館業の共同の入浴設備における水質については、なお従前の例による。